

(平成26年4月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

私は、A社に在籍中の昭和48年12月25日に、B社（現在は、C社）に採用され、勤務場所も仕事内容も変わらないまま移籍したが、その間は継続して勤務していたにもかかわらず、同年12月25日から49年1月1日までの年金記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む多数の被保険者の資格喪失日が、A社が適用事業所でなくなった日である昭和49年2月28日より後の同年3月25日付けで、当初の同年1月1日から遡及して48年12月25日に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和49年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成15年4月から同年7月までは32万円、同年8月は30万円、同年9月は32万円、同年10月から16年7月までは34万円、同年8月は30万円、同年9月から17年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月から18年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から18年9月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、平成15年4月から18年8月までの期間は、厚生年金保険料率に変更になったにもかかわらず、従来の保険料が私の給与から控除されている。給与明細書及び預金通帳を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年5月から同年8月までの期間、同年12月、16年2月から同年6月までの期間、同年8月から17年12月までの期間、18年5月及び同年6月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、15年5月から同年7月までは32万円、同年8月は30万円、同年12月及び16年2月から

同年6月までの期間は34万円、同年8月は30万円、同年9月から17年7月までは34万円、同年8月は32万円、同年9月から同年12月までの期間、18年5月及び同年6月は34万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年4月、同年9月から同年11月までの期間、16年1月、同年7月、18年1月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、上記の申立人が所持している給与明細書により確認できる保険料控除額が、当該期間を含めた前後の期間において一定であることなどから判断すると、給与明細書が無い期間についても同額の保険料が控除されていたと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び預金通帳に記録された給与振込額により推認できる報酬月額又は保険料控除額から、15年4月及び同年9月は32万円、同年10月、同年11月、16年1月、同年7月、18年1月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人が所持する給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年2月まで

私は、申立期間当時、学生だったので、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたはずにもかかわらず、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、学生だったので、母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。」と主張しているところ、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなる。

しかし、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号及び初めて国民年金の被保険者となった日の記載は無いこと、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年2月までの期間及び49年7月から51年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年11月から47年2月まで  
② 昭和49年7月から51年7月まで

私が20歳になったときに、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれた。昭和51年2月に結婚し、その後は自分で保険料を納付しようと考え、同年8月に私が国民年金の氏名変更手続きを行ったが、そのときに新たにオレンジ色の年金手帳を交付され、新規加入の扱いとなってしまった。旧姓の時の納付記録があるはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月19日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載された年金手帳を所持しているところ、「両親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたが、結婚後に国民年金の氏名変更手続きを行ったときに、新たにオレンジ色の年金手帳を交付され、新規加入の扱いとなってしまった。」と主張している。

しかし、申立期間①及び②は平成9年1月の基礎年金番号制度導入前の期間であり、国民年金の加入手続きを行った場合、被保険者となる者には国民年金手帳記号番号が払い出されることから、申立人の主張内容を踏まえると、申立期間①において上記年金手帳に記載された手帳記号番号とは別の手帳記号番号が申立人に払い出されていたこととなるが、申立人の旧姓も含めて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行った結果、申立人に上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立

人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間①当初の国民年金の加入手続並びに申立期間①及び結婚前の申立期間②における国民年金保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の両親は既に亡くなっており、結婚後の申立期間②の保険料納付の記憶も明確でなく、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立期間①当時は、申立人は学生であったことから、国民年金に任意加入となるところ、申立人は、「兄の国民年金保険料も親が納付してくれていたのではないかと思う。」と述べているが、兄についても、20歳となった昭和42年\*月から厚生年金保険に加入する前の47年3月までの学生であった期間は国民年金に未加入である。

このほか、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から52年3月まで

私は、平成になって実家に帰ったとき、母から「あなたの国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたので、A町とB市とで重複して納付していたんだね。領収書もあるよ。」と聞かされており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳(昭和46年8月22日発行)の国民年金印紙検認記録欄には、昭和46年度は46年8月から47年3月までの各月に「検認47.4.30 A町」の印が押されていること、及び47年度は「特別検認方式により昭和47年4月から同年7月まで検認済 昭和47年度 A町」の印が押されており、47年8月以降は押印が無く、空白となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関して、「母から『あなたの国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたので、A町とB市とで重複して納付していたんだね。領収書もあるよ。』と聞かされた。」と主張する以外に具体的な申述は無く、特殊台帳では、昭和52年12月10日にA町からB市への住所変更が行われ、申立期間直後である同年4月の保険料から納付済みと記録されていることが確認できるものの、申立期間の保険料がA町又はB市において納付された形跡は確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は56か月と長期間である上、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなって

おり、申立期間の保険料の納付状況は不明であり、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月、45年4月から46年3月までの期間及び51年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月  
② 昭和45年4月から46年3月まで  
③ 昭和51年4月から同年8月まで

私は、A社を退職した直後の昭和41年10月頃に、B市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は、当該加入手続き時に同窓口で、申立期間②及び③の保険料は、私の母の保険料と一緒に定期的に集金人に納付しているはずであり、申立期間が未納期間又は未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和41年10月頃に、B市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料は、当該加入手続き時に同窓口で、申立期間②及び③の保険料は、母の保険料と一緒に定期的に集金人に納付しているはずである。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和46年2月21日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは同年3月頃に行われたものと推認されることから、同時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、「昭和46年3月16日発行」の記載が確認できるものの、印紙検認記録欄は昭和46年度の記載のみで、申立期間②の45年度の印紙検認記録欄は無い上、申立人に係るB市の国民年金被

保険者名簿には申立期間②の国民年金保険料が納付された形跡は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付方法、納付時期等について、「母の保険料と一緒に定期的に集金人に納付しているはずである。」と主張しているところ、前述において加入手続が行われたと推認される昭和46年3月時点まで、申立人は国民年金に未加入であったことから、申立期間②当時に申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、前記の国民年金手帳には、昭和48年1月25日に国民年金被保険者の資格を喪失した後、52年3月1日に再度国民年金被保険者の資格を取得したことが記載されており、その資格記録はオンライン記録及び前記の被保険者名簿と一致し、申立期間③は国民年金に未加入の期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年12月まで

私は、A町役場の職員から、外国人が国民年金に加入できるようになった昭和57年に遡って、2年間分の国民年金保険料を納付することができると教えられ、59年頃に国民年金の加入手続を行った。その際、同町役場で申立期間に係る保険料の納付書を作成してもらい、加入手続時点から過去に遡った分の保険料はB郵便局で納付し、加入手続以降の保険料は金融機関又はA町役場の出張所で定期的に納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成元年3月上旬頃に行われ、この際、日本国内に住所を有する外国籍の者が国民年金に強制加入の対象となった昭和57年1月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立人の主張と相違する上、平成元年3月の時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、「昭和59年頃に、申立期間に係る保険料の納付書を作成してもらい、加入手続時点から過去に遡った分の保険料を納付した。」と主張しているところ、オンライン記録において、申立期間直後の62年1月から同年3月までの国民年金保険料は平成元年3月8日に納付され、その後の昭和62年4月から63年3月までの保険料は、3か月ずつ、4回にわたって保険料徴収権の時効直前に納付されていることが確認できること、及び申立人の加入手続が行われたと推認される平成元年3月の時点において遡って納付すること

が可能な保険料は昭和 62 年 1 月以降の保険料となることを考え合わせると、申立人が申述する保険料を遡って納付したとする記憶は、申立期間直後の 62 年 1 月以降の保険料を納付したときのものである可能性を否定できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東千葉国民年金 事案 4609

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年4月まで

私は、国民年金の加入手続を行った場所等の詳細な記憶は無いが、短期大学在学中の昭和46年\*月頃に加入手続を行い、国民年金保険料は、短期大学を卒業するまでは両親が納付してくれ、卒業した後は郵送されてきた納付書を用いて、私が毎月定期的に納付したはずであり、申立期間が納付済みの記録となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年\*月頃に、国民年金の加入手続を行った。」と主張している。

しかし、申立人が所持する年金手帳には、昭和57年8月9日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は、当該資格取得日以前の期間は国民年金に未加入であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人が短期大学在学中に申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっている上、申立人は、「短期大学卒業後は自ら保険料を納付していた。」と述べているが、保険料納付に関する記憶が明確ではなく、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。